議員提出第 11 号議案

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

1　提案理由

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2　条例の概要

改正後	改正前
令和４年 12 月 23 日 島根県条例第 47 号	
目次　〔略〕	目次　〔略〕
第１条～第 54 条　〔略〕	第１条～第 54 条　〔略〕
第 55 条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図り、若しくは本人その他の者に損害を加える目的で提供し、又は盗用したときは、２年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。	第 55 条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。
第 56 条・第 57 条　〔略〕	第 56 条・第 57 条　〔略〕
第 58 条　偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。	第 58 条　偽りその他不正の手段により、第 25 条第１項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、５万円以下の過料に処する。

3　施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 55 条の改正規定は、令和９年１月 17 日から施行する。